平成２３年（フ）第７７１号
京都市上京区出水通土屋町東入東神明町285番地
債務者　今井　伸代
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７９７号
京都市山科区西野山岩ケ谷町20番地14
債務者　山根　正美（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８０４号
京都市北区紫竹東栗栖町52番地の９
債務者　石田　和美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１１号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２市街地住宅１棟210号
債務者　菅野　勝宏
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３１号
京都市山科区大塚南溝町24番地２　ヴェインテ303号
債務者　岩名　英子（旧姓三野）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０７号
福岡県春日市上白水９丁目154番地Ｉｔ’ｓ春日タウンＤ―103号
債務者　福井　祥人
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２７号
福岡市西区今宿東１丁目18番７―３号
債務者　塩手　光範
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２８号
福岡市西区今宿東１丁目18番７―３号
債務者　塩手　智子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２１号
福岡市東区三苫５丁目４番11―304号
債務者　松本　和子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９８号
福岡市城南区東油山３丁目16番404号
債務者　安本　るみ（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１５号
福岡県朝倉郡筑前町新町441番地１ひまわりハウス武井壱番館101号
債務者　中林千佳雄
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４４号
福岡市博多区上牟田３丁目７番12―401号
債務者　下野　誠夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８０５号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦４丁目５番１号サンハイツＢＡＮ202号
債務者　内本　広行
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８０６号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦４丁目５番１号サンハイツＢＡＮ202号
債務者　内本　幸代
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１１号
福岡県糸島市前原北３丁目２番71号　203
債務者　長畑　健一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１２号
福岡県糸島市前原北３丁目２番71号　203
債務者　長畑　絵美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２４号
福岡市南区三宅３丁目17番41―705号
債務者　島雄　浩士
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６３号
福岡市博多区麦野２丁目12番15―205号
債務者　下川塗装こと　下川　竜也
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部